

裁判の充実・迅速化のために

「民事裁判制度については、まず、適正・迅速かつ実効的な司法救済という視点からは、民事裁判を充実・迅速化する」

「刑事司法の目的は……公正な手続を通じて、事案の真相を明らかにし、適正かつ迅速に刑罰権の実現を図る」

(以上、司法制度改革審議会の意見書)

「人的、制度的な基盤の総合的な整備、推進を図るという趣旨の法律」

(司法制度改革推進本部・佐藤幸治顧問会議座長の発言)

もくじ

・ 刑事裁判の長期化の原因と克服するための方策	1
※ロッキード事件丸紅ルート（田中角栄被告人）裁判の経過と問題点	3
・ 民事裁判の長期化の原因と克服するための方策	4
※大阪地裁・大阪高裁における裁判の実情	6
・ 行政裁判の長期化の原因と克服するための方策	7
・ 「司法インフラ倍増計画」の必要性	9
・ 日弁連の主張する「裁判充実・迅速化法案」のイメージ	11

日本弁護士連合会

刑事裁判の長期化の原因と克服するための方策

□刑事裁判の一部につき審理が長期化した原因

最新の司法統計によれば、刑事通常第1審事件の99.6%は2年以内に終局判決に至っている(法曹時報54巻2号173頁)。2年以内に判決に至らない事件は0.4%にすぎない。これらの事件の審理経過を分析すると、次のような問題点がある。

(1) 自白の任意性・信用性の審理に長期間かかったこと。

たとえば、日石・土田邸事件(1審で10年)では、検察側の立証は2年強、弁護側の立証は約1年半であるのに、被告人らの捜査段階の供述の任意性に関する審理に約5年もかかった。甲山事件(第1次1審で7年7ヶ月)でも、約3分の1は自白調書の任意性・信用性の審理だった。リクルート事件でも同様の問題が見られる。

(2) 検察官が、早期に十分な証拠の開示をしなかったこと。

たとえば、甲山事件では、第1回公判後証拠調べ開始までの約1年間が、証拠開示をめぐる論争に費やされた(差戻し審でも、毎回と言っていいほど、証拠開示をめぐる激しい攻防がなされた)。京極派選挙違反事件や島根幼女強姦殺人事件では、警察官が作成した調書を開示させるのに相当な期間を要した(最近はこのパターンが増えている)。

(3) 検察官の立証計画が不明確で、十分な争点整理がなされなかったこと。

たとえば、迎賓館・横田基地迫撃弾事件では、公訴提起から16年が経過しているのに、未だ検察官立証が続いている。リクルート事件でも検察官がなかなか争点を明らかにしなかった。その立証計画は、ずっと不明確だった。

(4) 以上のほか、鑑定とその証明力の検証(お茶の水女子大寮事件、東京幼女連続誘拐殺人事件)、審理が相当進んでからの起訴内容の変更(日石・土田邸事件)、杜撰な見込み捜査にもとづく起訴(徳島事件外のえん罪事件)による長期化の事例も多い。

(5) さらに、審理の表面には見えないが、被告人の身体拘束が審理期間に影響している。拘置所は、接見が平日の午前9時から午後5時までと制限されているため、被告人との打ち合わせが機動的にできない。しかも、遮蔽板をはさんでの会話しかできないので、書類や図面などを一緒に見たり指し示したりしながら検討することも困難で、打ち合わせ 자체に余計な時間がかかる。

そのため、公判の間隔をある程度長くせざるを得ない。

(6) なお、事件そのものが複雑・多岐で起訴事実が多い場合(典型例は、いわゆるオウム真理教関係事件だが、日石・土田邸事件などでも同様)、上にあげたような諸

問題が解決されても、なお相当の審理期間を要することが当然に考えられる。

□克服するための方策

(1) 伝聞証拠排除の徹底と取調べの可視化

自白の任意性・信用性をめぐる審理に時間がかかるのは、現行の刑事訴訟法が伝聞証拠の排除を徹底せず、自白調書について原則として証拠能力を認めているため、捜査機関が自白獲得に力を入れるところ、それが密室でなされているので取調べ状況を検証しにくいからである。

したがって、この問題を克服するためには、根本的には、伝聞証拠の排除を徹底するように同法322条を改正し、自白の証拠能力を厳しく制限する必要があり、また、取調べの全過程を録画または録音するなどして可視化し、客観的に検証できるようにすることが必要である。開示された資料の中にあった「捜査状況報告書」が任意性などの判断に役立ったとの報告もあり(日石・土田邸事件など)、のこと自体が可視化の重要性を裏付けている。なお、被告人以外の者の供述に関しても、同法321条1項2号後段の存在が長期化の一因となっており、その改正も考えるべきである。

(2) 早期の全面的な証拠開示

これは被告人の防御権をまっとうするうえで必要なばかりでなく、審理の充実・迅速のためにも必須である。なぜならば、刑事事件においては証拠の大部分を検察官が握っており、その全体像が分からなければ、被告人側としては明確な防御方針を立てることができない。また、検察官も、開示の準備を通じて証拠全体を検討し、立証計画を作るであろう。したがって、早期の全面的な証拠開示を行うことにより、早い段階で争点整理が可能になるし、審理が相当進んでからの訴因変更などもなくなろう。

この点に関し、和歌山カレー事件(殺人を含む訴因7件、公判回数94回、審理期間3年7月、証人173人)の弁護人の「事件の多岐、複雑性にもかかわらず、証拠開示、争点整理により、きわめて迅速に進行した」との感想は参考になる。

(3) 身体拘束からの早期解放

弁護人が被告人と機動的に充実した打ち合わせをすれば、公判間隔を短縮することが可能になる。したがって、被告人の身体拘束を、起訴前保釈を含め、早期に解放することが必要である。

(4) 鑑定その他1の(4)にあげた点の改善も必要である。鑑定については、より科学的手法の確立と鑑定人の資質向上を、見込み捜査などについては、捜査官の質的向上と捜査の合理化・科学化を、真剣に追求すべきである。

(5) なお、迅速化に対応する弁護体制についても、日弁連と各単位弁護士会で検討しており、上記諸方策が実現するならば、十分に対応することは可能である。

ロッキード事件丸紅ルート（田中角栄被告人）裁判の経過と問題点

□ 裁判の経過

- ・ 1976年8月16日、起訴（外為法違反・受託収賄罪）
- ・ 1977年1月27日、第1回公判（東京地裁）
争点は、①トライスター売り込みの請託と賄賂贈与の約束の成立と、②金銭授受の有無。
- ・ 1983年10月12日、第1審判決言い渡し（懲役4年・追徴金5億円）。
第1回公判より6年8月経過、公判回数191回（原則として毎週水曜日全日）
- ・ 1987年7月29日、第2審判決言い渡し（控訴棄却）
- ・ 1993年12月16日、田中被告死去
要するに、1審判決は毎週1回の公判があっても起訴から7年かかっている。

□ 問題点

1 証拠開示

検面調書は、取調べごとに調書を作成し、供述の変更があったときには理由を詳細に記載するのが通常である。しかし、ロッキード事件の場合には、供述内容に変化があったときに、それぞれ別の調書を作成して、前の調書は証拠採用しないという、いわゆるコマ切れ方式の調書作成の方法がとられた。

弁護人への証拠開示にあたって、検察官はコマ切れ調書のうち一番都合のよい調書のみ開示して、他の調書は開示しなかった。後に公判廷の証人尋問などで開示されていない検面調書あるいはメモ類の存在がわかり、弁護側が執拗に検察官に開示請求して、はじめて検察側は渋々これに応じるという態度に終始した。このため供述の変遷過程を明らかにすることに期日を要した。

2 公判準備

前週の主尋問の分厚い証人尋問調書を事前に読み込み、反対尋問の準備をしなければならないが（尋問のときには気がつかなかった重要なことが述べられていることがある）、裁判所も多数の速記者を動員して調書作成を急いだものの、裁判所→検察官→弁護人の順序で見ることとなるので、証言調書の入手は次週の月曜日以降になることが多く、弁護側の準備が十分でなかった。

3 公判と検面調書

田中被告は否認しており、第2回公判－第21回公判に全日空の機種選定に関する証人尋問（約8ヶ月）を行った後は、松岡克浩検面調書、伊藤宏検面調書、桧山広検面調書、榎本敏夫検面調書などの証拠能力（任意性・信用性）を争い、証人尋問などで期日を要することとなった。

*木村喜助弁護士『田中角栄の真実－弁護人から見たロッキード事件』（弘文堂、2000年刊）、同『田中角栄－消された真実』（弘文堂、2002年刊）にもとづいて作成した。

民事裁判の長期化の原因と克服するための方策

□民事裁判の審理の現状

1. 平均審理期間

民事訴訟事件全体の審理期間は、2001年は平均8.5ヶ月で、10年前に比べて2.4ヶ月も短縮した。人証調べを実施した事件の審理期間は平均19.2ヶ月で、同じく2.6ヶ月も短縮している。

2年以上かかっている民事裁判は、2001年では1万1千件あまりで、これは、全事件の7.2%。その主なものは、公害・薬害・環境、行政訴訟・国賠訴訟、労働訴訟など、当事者が多数で、証拠が一方に偏在し、専門的な知識も必要な事件、また医療過誤や建築紛争、知財訴訟などの専門的訴訟、さらに遺産分割や境界訴訟などの当事者間に感情的対立の激しい事件などである。

このうち、専門的訴訟については、すでに裁判所で運用上の対応がなされはじめている。しかし、運用改善のみで根本的な解決はできない。

2. 民事裁判の拙速化に対する不満

当事者本人も証人も調べないで終わった事件が増加し、検証や鑑定が以前に比べて大幅に減っている。つまり、証拠調べをしないことで審理期間が短縮されているという現実がある。このことから、民事裁判の当事者や代理人から、当事者の話も聞かないで裁判が終わってしまった、強引に和解を押しつけられたとか、証人尋問を申請したら陳述書で十分といわれた、交通事故の現場検証もしない、鑑定は時間がかかるからやらないと言われたなどの不満が噴出している。

たとえば、日弁連が2002年9月に行った「高裁民事部の審理に関するアンケート」では、「不当に審理が1、2回で結審された」と「証人採用にかえて陳述書の提出が求められた」について、よくある、たまにあると答えた弁護士が半数にのぼった（東京高裁においては後者は3分の2）。

司法制度改革審議会が2000年に行った民事訴訟利用者調査によれば、民事裁判に満足したというのは勝訴した人をふくめ18.6%しかいないという結果もている。

□克服するための方策

1. 裁判所の人的・物的拡充

事件が急増しているにもかかわらず、裁判官の人数や書記官などの裁判所職員も、さらに物的施設も10年前と基本的に変わっていない。

また、最近は東京地裁を中心とした大都会の裁判所に裁判官が集められ、地方とくに支部の裁判所はきわめて手薄な状況になっている。支部の裁判官を拡充すべきという意見が全国の弁護士会から上がっている。裁判官がいない支部に裁判官を常駐させる体制をとらなければ、迅速化は絵に描いた餅でしかない。

2. 証拠収集手続の拡充

スモン訴訟では証人尋問の最終盤における被告側の学者を尋問するなかで被告の予見可能性を明らかにする文献が明らかになり、これが国立大学図書館に備え付けられていることが原告弁護団の努力により判明して、重要な責任事実が解明された。HIV訴訟でも、厚生省が重要な資料を隠蔽していたことが後で明らかになった。

このように、証拠偏在の明らかな訴訟においてディスカバリー制度を導入することや文書提出命令の実効化、裁判官に対して当事者の実質的公平性確保のための求証明、証拠提出をする権限と義務を制度化するなど、運用上の改善とあわせて制度上の抜本的な改革が不可欠である

3. 長期化する事件に対する特別な対応

長期化している事件類型に対しては、一般民事事件とは別の対応策が立てられなければならない。大規模訴訟については民訴法上特則が定められ、すでに裁判所においては、東京地裁を中心に行政、労働、交通など従来の専門部に加え、知財事件、医療過誤、建築などについて新たな集中部の設置・増加や、審理計画の策定、専門家の協力体制などの強化の方策がとられている。これらを十分検討したうえで充実・促進させていく必要がある。

大阪地裁・大阪高裁における裁判の実情

大阪弁護士会による情報開示請求の結果、最近の裁判の実情が明らかになった。

□大阪地裁

○民事通常訴訟は10年の間に2割増加

1992年が1万3873件。10年後の2001年は1万6756件。

破産事件は、10年で3.42倍。

○裁判官の人数は微減。

本庁民事の判事と特例判事補は、5年前の76人が72人に減った。

刑事部は、5年前の28人が27人に。

○平均審理期間はかなり短かくなつた。

民事は、大阪地裁本庁で、10年前の10.7ヶ月が7.7ヶ月に(7.2%に短縮)。

刑事は、大阪地裁本庁で、10年前の4.4ヶ月が3.9ヶ月に(8.9%)。

○裁判官の手持ち事件は、5年間で4分の3に急減。

5年前は251件。毎年減って、今は195件。

○証人調べが減つた。

①本人も証人も調べない裁判が激増。

10年で事件が2883件増えたが、本人尋問をしない事件が3002件増え、証人を調べない事件は3141件増えた。

証人調べをしない事件は全体の7.8%であったが、8.4%に増加。

②1事件当たりの証人の数は2割減少。

証人は1件当たり0.335人が0.272人に。

○検証と鑑定は、10年間で約3分の1に激減。

検証は、10年前の52件が毎年減って、17件。

鑑定は、10年前の604件が毎年減って、171件。

□大阪高裁

○高裁の民事事件は1.5倍に増加

10年前の5941件が8880件に。

刑事事件も、1.44倍に急増。1683件が2423件に。

○審理期間は短縮している。

10.0ヶ月が8.4ヶ月に。

○証人調べは急減。

○検証は、もともと少ないが、ほとんどゼロに。16件が1件に。

行政裁判の長期化の原因と克服するための方策

□ 行政裁判の平均審理期間

2000年における行政訴訟（第1審）の平均審理期間は17.8ヶ月。これは、2年以内処理が約4分の3で、2年超も約4分の1ある。また、3年超が13%。

□ 審理の長期化の原因

長期化の原因としては、次のような点が指摘できる。

1. 争点が多岐にわたり、事案が専門性を有する

たとえば、原発訴訟においては、原子炉施設の安全性に関する行政庁の判断の適否が争われているが、設置許可処分のもととなった原子力（安全）委員会の調査審議で用いられた安全審査基準、あるいは調査審議・判断の過程が、現在の科学技術水準に照らして合理的であったかどうかが審理の対象となる。また、訴訟中に同種の原子炉施設で事故等が発生すれば、係争施設と事故施設との異動、事故施設での事故の原因なども当然新たな争点となる。

このように、原発訴訟は原子力施設の専門性に踏みこんだ審理が必然的になされる。しかも、争点が、原告適格論など多岐にわたるため、いきおい長期化せざるを得ない。

2. 訴訟要件論（原告適格等）に時間を要する

たとえば、もんじゅ訴訟では、原告として訴えを提起できる住民の範囲が争いとなつた。1審・福井地裁は、行政訴訟を全部却下した。2審・名古屋高裁金沢支部は、原子炉から半径20キロメートルの範囲内に住居を有する者に限って原告適格を認め、それ以外の者については訴えを不適法とした。最高裁は、原子炉から29キロメートルないし58キロメートルの範囲内に居住している住民についてもすべて原告適格を認め、訴訟を1審に差し戻した。

このように、原子炉から29キロメートルないし58キロメートルの範囲内の住民が原子炉の安全性を争って設置許可処分の無効確認を求められるかどうかという「入口論」に、訴え提起から最高裁判決が出るまで丸7年間を要したのである。裁判所は、原告適格を有する住民の範囲を確定するのに、原子炉規制法の解釈という手法をとるが、（いわゆる制定法準拠主義にもとづく法律上保護された利益説）、規制法自体には原告適格の範囲についてはっきりした定めはないため、原告適格という訴訟要件の判断に手間どっている。原告適格を厳格に解釈して門前払いをする判例の立場に対してはかねてから強い批判がなされている。

3. 証拠が被告側に偏在しており、被告側がこの証拠を開示しない

指定代理人を含む被告側がコスト感覚なしに訴訟に携わっている。

たとえば、六ヶ所村核燃料サイクル施設のウラン濃縮工場訴訟では、前述した「安全審査資料」の開示を原告が求めたにもかかわらず、被告側はそのような資料はないなどと答弁し続け、ようやく「非公式のメモ」ならば存在するなどとして提出してき

たのは、その約3年半後であった。

また、同施設の再処理工場訴訟においては、訴状の中心的部分に対する反論を被告側が始めるまでに、実に8年を要している。

このように、行政処分の基礎資料として当然存在するはずのものが裁判資料として提出されるのに長年月を要したり、訴状に対する認否・反論をするのに長年月を要するというのでは、審理が長期化していると言うよりも、実質的審理に入らないまま徒に時日が経過していると言つて過言ではない。そのほか、被告側の指定代理人が人事異動で交替するため、後任者が事件内容を把握するのに時間がかかる、指定代理人が多数ついていて期日調整が難航するなどの要因もある。

以上、要するに証拠不開示ひいては証拠隠しが事案の解明を遅らせ、また、コスト感覚のない訴訟追行態度が長期化の要因の1つになっている。

□ 克服するための方策

1. 論点が多岐にわたり、事案が専門性を有する訴訟に関して

訴訟関係者を専従化する、連日開廷するといった提案もなされているが、他方で、このような集中審理にも限界があり、専門性に由来する長期化については簡単な促進策はなく、数値目標による迅速化は訴訟の形骸化を促進するとの意見も強い。

2. 訴訟要件論（原告適格）が論点になる訴訟に関して

原告適格を認めない、すなわち事案の内容に入らずに却下するだけの判決ならば2年以上も要らなかった、との感想が寄せられている。これは、常識的で、もっともな言い分と思われる。

原告適格の範囲が不明瞭でありながら、その判断が厳格であるという点が、無益な訴訟遅延をもたらしていると言うことができる。この点の改善が求められている。

3. 証拠の偏在・不開示、指定代理人制度をふくむ被告側の対応に関して

被告行政庁側が証拠（行政処分の基礎資料であり本来必ず存在するはずのもの）を長期間にわたって開示・公開しなかったり、非公式メモなどと称して資料の存在自体を否定し開示逃れを図ろうとしたり、あるいは文字どおり秘匿し、これによって数年単位で訴訟遅延が生じているという状況は、とうてい正常な事態とは言えない。このような被告側の訴訟対応について、裁判所が判決中で遺憾の意を表明した事例もあるほどである。

本来、行政処分の基礎資料は必ず存在するはずのものであり、かつ、国民の税金により作成・収集されたものであって、被告行政庁の独占物ではない。

改善策としては、訴訟提起前後の早い段階での証拠の公開・開示を義務づける制度整備が必要である。さらに、指定代理人制度の改廃についても検討されるべきである。

「司法インフラ倍増計画」の必要性

— 各地の地域司法計画をふまえて

□地域司法計画

日弁連は、裁判を充実・迅速化させるためには、すべての裁判所に裁判官を常駐させることをふくめた裁判官、検察官の大幅な増員、裁判所、検察庁の職員などの人的拡充、裁判所の法廷、和解室、準備手続室、調停室、市民の身近な場所への裁判所の設置など施設・設備の物的拡充が不可欠であり、法曹人口が現在のほぼ倍に達する10年後には、裁判所および検察庁の人、設備、財政措置をそれぞれ2倍にするための計画を立てて実現すべきことを提起している。

日弁連は、2000年以来、司法制度改革を推進するためには、各地方における司法インフラ拡充の必要性を明らかにし、この拡充を計画的に進める必要があるとの認識のもとに、各单位会において各地における「地域司法計画」作成のとりくみをすすめてきた。全国の地域司法計画によって、「司法インフラ倍増計画」の必要性が明確に示されている。以下、各地の「地域司法計画」にもとづく司法インフラ拡充の必要性をまとめてみた。

□裁判所について

北海道・東北地方 裁判官不足が顕著である。たとえば、札幌ではこの30年間に地裁民事通常事件は倍増しているが、裁判官の増加はわずかにとどまるうえ、管内3カ所の支部には、裁判官が常駐しておらず、そのうち2カ所では開廷日が月1回となっており、裁判官の倍増を求めている。山形でも、この20年間で裁判官が1名減員となっており、支部での常駐化とあわせて裁判官の倍増を求めている。そのほか、旭川や秋田なども、同様に裁判官の倍増を求めるとともに、裁判官のいない支部の裁判官常駐化を緊急の課題として要請している。また、各地で、裁判所の配置を見直し、支部の復活や簡裁の新設を求めている。

関東地方 各地において裁判件数が増加しているのに、裁判官はほとんど増員されていない。たとえば、横浜地裁本庁では、この40年間で、民事通常事件は2.64倍、破産事件は180倍であるが、これを裁く裁判官の増加は1.61倍にすぎない。新潟地裁では、この40年間に、民事・行政事件が2.7倍であるのに、裁判官は23名から24名とわずか1名の増加に過ぎない。支部の関係では、たとえば、さいたま地裁越谷支部では、1人の裁判官が年に民事通常事件285件、破産事件264件、執行事件804件を処理するという実情にあり、支部としては全国1位の事件係属のある東京地裁八王子支部では、事件数がより

少ない京都地裁本庁よりも裁判官数が少ないと実情にある。このように、各地から裁判官の倍増を求めるとともに、裁判官不足のため、審理や判決に影響が出ているとの実情報告が寄せられており、東京地裁本庁についても、迅速化のもたらしている問題や専門部による審理のあり方についての問題が提起されている。さらに、支部、出張所の増設も求められている（静岡、新潟、群馬）。

中部地方 各地で事件数が大幅に増加しているのに、裁判官はほとんど増員されていない。そこで、裁判官の大幅増員ないし緊急増員が求められており、岐阜は3倍強の増員、富山は2倍の増員、名古屋と石川も応急措置として増員が要請されている。また、愛知と岐阜では、裁判所支部の増設が要請されている。

近畿地方 裁判官の大幅増員の必要性は同じである。たとえば、京都では、50年間に民事・行政事件は3倍に増加しているが、裁判官数はむしろ減少している。滋賀でも、この30年間に地裁民事事件数は4.8倍に増加しているにもかかわらず、裁判官数は1名の増加にとどまっている。また、兵庫と和歌山では、各弁護士会が充実・迅速というあるべき裁判の姿を前提に、必要な裁判官数を試算した結果、兵庫では3倍、和歌山では2倍の裁判官が必要とされている。さらに、近畿のすべての府県で、裁判所の支部の増設など、裁判所の配置の見直しを提言している。

中国・四国地方 どこでも事件数が増えているが、裁判官の数はそのままか（岡山、愛媛など）、逆に減少している（山口、徳島など）。そこで、いずれも裁判官の増員が求められており、広島、徳島、愛媛においては2倍程度の増員が求められている。また、支部の復活や、支部の裁判官の常駐化の要請がある（前者は岡山の笠岡、高梁、勝山。後者は徳島の阿南、脇町）。

九州地方 とくに支部における裁判官不足が著しい。合議事件が係属しうる支部は5支部に過ぎず、36支部は裁判官がゼロか1名であって、合議事件ができない。また、特例判事補が支部長として民事・刑事・家事・簡裁のすべてを扱っている地裁支部が12支部ある。また、佐賀、大分、鹿児島は本庁でも家裁に補職されている裁判官は1名だけで、宮崎には家裁に補職されている裁判官はない。このような裁判官不足のため、検証をしない、陳述書の多用、和解の強要などの弊害がでている。

□検察庁について

全国各地から、全体的な検察官不足、支部における検察官不在や副検事の肩代わり現象が指摘され、検事の大幅増員が求められている。

また、拘置所、少年鑑別所、代用監獄での接見・面会について、これを夜間・休日も認める運用改善が求められている。

日弁連の主張する

裁判充実・迅速化法案のイメージ

